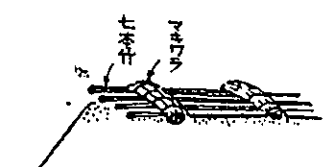


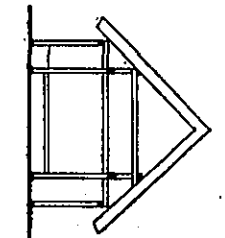
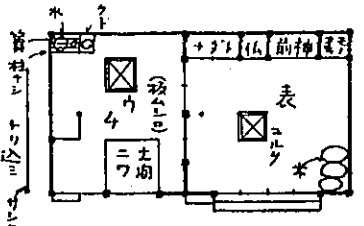
圖版第十四 同村、西本敏太郎氏の家で、是は小農家で間取は、表とウチの二室が並び、前

面に障子と入口があり、裏は三方共壁で圍まれ、壁の外を竹のヒシヤギ（割竹）で抑へてある。表とウチの兩間中央にユルリが切つてあり、構造は梁間二間の前後にマナカ（三尺）の下を取り込んである。ウチの一隅にクドと流しの簀が取つてある。夏期は煙草の取入れに

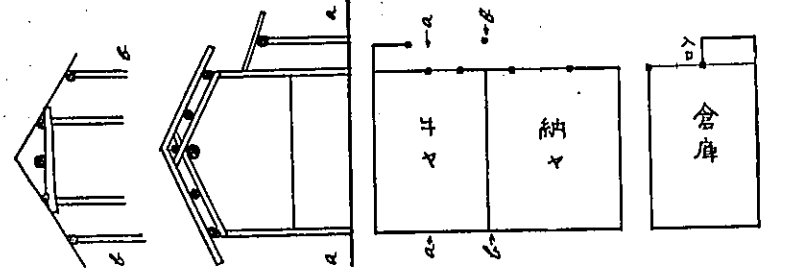
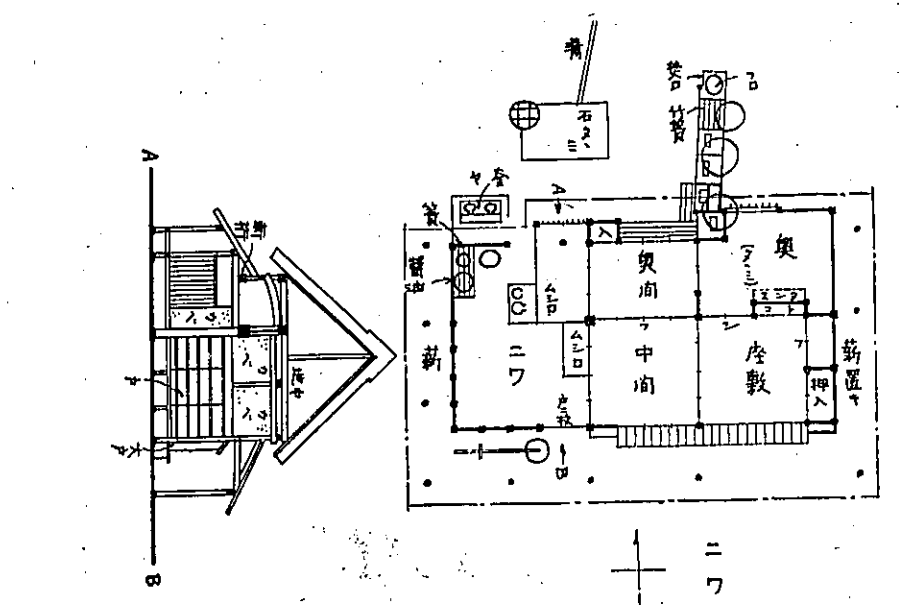
忙しく、天井全部に煙草の葉が乾燥してある。屋根は草葺四注で、棟を七本竹で抑へ、巻葉をのせて是をとめてある。この様な棟の造りは四國一般に廣く見られるものである。



圖版第十五 三好郡池田町の町はづれの部落であるが、瓦葺と藁葺とが半ばして居る。漆喰塗の白壁に瓦葺屋根の見えるものは土藏である。



圖版第十六 同町、藤田慶治郎氏の土藏と物置で、母屋の前の庭に面して門口四間半、奥行三間の牛屋と納屋の二階造りの一棟があり、其の手に門口二間、奥行三間の二階造りの土藏がある。土藏は妻の方が前面になつて入口の前に庇があり其の片側に小さな味噌部屋が取つてある。納屋は平の方が正面になつて前に庇があり、何れも二階建てで小窓が付いて居る。構造は何れも同様で共に小屋に束を用ひず、太い牛梁の上に登り木を乗せ之に桁と母屋と棟木を渡してある。妻の壁體には牛梁の端を支へる爲にクビキと云ふ短い太い梁を用ひ是を二本の柱で支へて居る。土藏の正面破風の下に丸い突出部が稍々裝飾的に見えるのは牛梁の鼻に當る所である。壁體は縦小舞と横小舞とを結びつけて内外から泥を塗つて土藏造りになつて居る。此の造りを大塀と云ふ。又土藏の軒の周圍は泥で鉢巻して樺の鼻を被ふ。この様な附屬建物はこの附近一般に見られるものである。



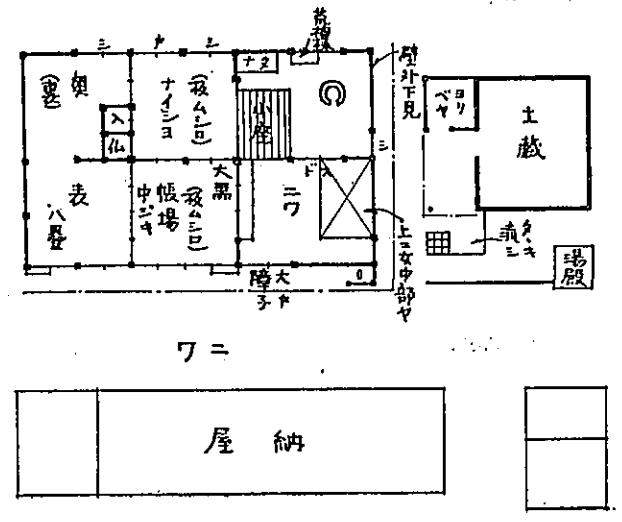
母屋は整型四間取、草葺四注の屋根の周圍に瓦葺の軒が取つてある。この様な四方軒出をこの地方では四方蓋と云つて居るが、前面は柱間一間の軒出になつて、其處に唐臼があり、又座敷の前にも椽が取つてある。この軒下は取入れの時等に使用するもので、家の左右の妻壁の側には柱間三尺の軒出があり、薪置場になつて居る。母屋の間取は上手に奥と座敷があり、座敷の床の間は奥との仕切に正面向の平床があり、外壁側には押入がある。下手のニワは奥に勝手板の間とクドがあり、其の隅に簀の床がある。又裏に差掛け屋根の釜屋が附屬して居る。構造は梁間三間の裏に一間の下屋を取り込んだもので、前方に同じく一間の軒出を取つてある事は前述の通りである。屋根には束が四本立つて居る事は珍らしい。屋根の梁は軒桁より六

尺程高くなつて、指物と梁の下端の間には壁が塗つてある。天井は梁の下端にあつて、簀の上に土を置いた所謂ヤマトになつて居る。昔はこの下に煙草を吊つて乾したので、天井を高くしたものだ云ふ事である。

圖版第十七 名東郡國府町、伊澤耕太郎氏の家で、母屋は整形四間取で何れも八疊の間になつて居り、上手に奥と表を、その下手にナイシヨと帳場が取つてある。眞言宗の宗旨ではこの家の様に臺所と奥との間に佛壇を取るのが普通である。ニワとの境には大黒があり、ニワは前後に仕切つて、その後のニワの中央にクドがあり、後壁の上に神棚を設けて荒神様を祀つてある。又前ニワの下手の上に女中部屋が設けてある。是は梯子で高く上る様になつて居るが、今は使つて居ない。母屋の下手に土藏があり、その入口の横に味噌部屋が付いて居り、又土藏から庇を出して湯殿と井戸が取つてある。其他附屬建物としては母屋の前に、ニワに面して木瓦葺の納屋と便所が取つてある。

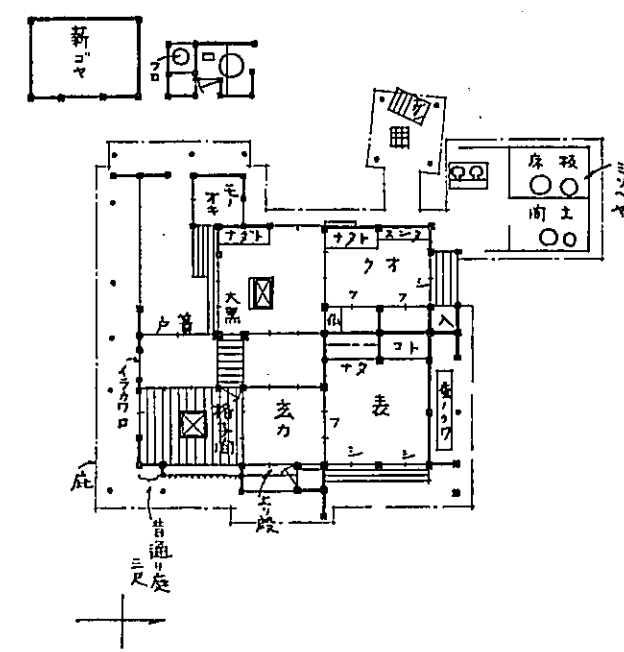
圖版上圖は母屋の外観であるが、茅葺四注の三方に木瓦葺の下が廻らしてある、その下は、前面と横は三尺、裏は一間を本屋の中に取り込んである。従つて梁間は二間半になつて居る。

下圖はニワから帳場の上り口の上部の屋根裏を望んだもので、左方に三尺の取込みがあり、其の右に三尺のヤマト天井の下端の筧が見えて居る。この家ではこのヤマト天井の造りを土居葺と云つて居た。屋根裏は藁等を置く爲に使用して居る。



圖版第十八、第十九 海部郡川東村、丸本林藏氏の家で、圖版第十八はその屋敷の全景であるが、左方の切妻瓦葺は納屋と厩の棟で、昔は納屋は砂糖をやる爲に用いたものであるが今は收農舎に用ひて居る。其の右の母屋は間口五間半、奥行四間半の整形四間取に近い間取であるが、草葺の梁間は三間で、その裏に一間半の瓦葺の下屋が建て増し

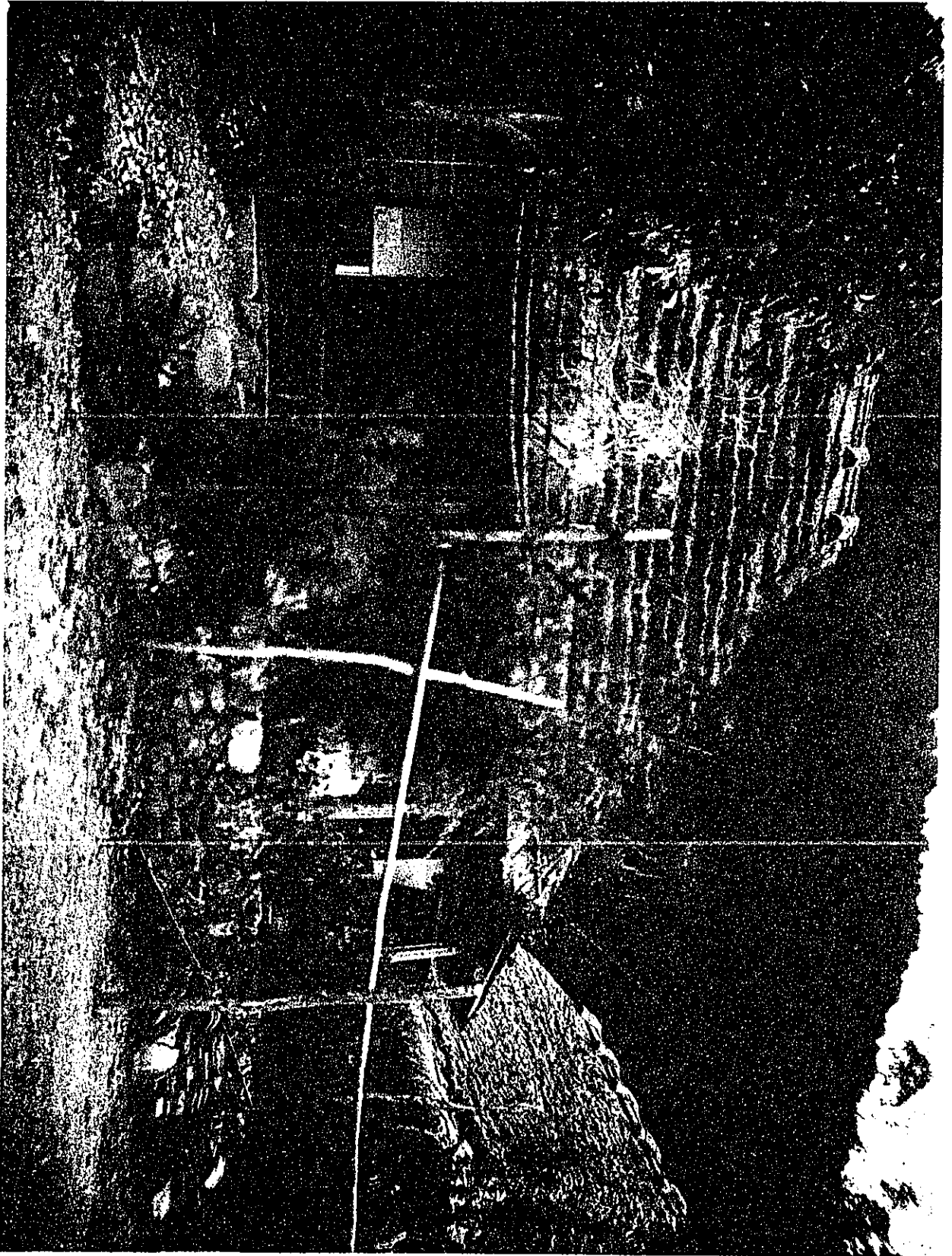
てあり、前横の三方には壁から三尺間の柱を建て、瓦葺の庇が廻らしてある。是は池田町の例に擧げた四方蓋と同じ仕方である。間取は上手に奥と表があり、その仕切は壁になつて前面に床の間と違ひ棚があり、其の裏に押入がある。其の下手に玄關と臺所があり玄關の前には上り段が設けてある。玄關の下手に一段低い板間があり是を格子間と云つて居るが、昔は此處に通りニワがあつたと云ふ事であるが、この様に居る附近で玄關の下手のニワをつぶして部屋を取る事が行はれてる。この家の間取は稍々變化した形になつて居るが、この村の小さな家は何れも四間取の喰違ひになつて居て本縣の外観の附圖の第一圖に示した様な形式が最も古いものである。この喰違ひの間取の家は二間半の梁間の前後に三尺の下屋を葺き下して後は是を本屋の内に取込み前と横は柱を建て、庇を出してある。



圖版第十九の上圖は丸本氏の母屋の側面であるが、この側面の事をイラカワと云ひその入口をイラカワ口と云つて居る。其處から入つた所から臺所の方を見たものが下圖であるが、中央大黒柱の右に上り口があり、是を日常の出入に用ひて居る。左に格子戸の向ふに臺所が見えて居る。母屋の裏に風呂と便所の棟があり、薪小屋が其の横にある。上手の裏の方に味噌部屋があり、その前に釜屋が附屬し、又その横に井戸と流しが取つてある。この家の様に釜屋を母屋から離して取つたものがこの附近に多く見られるか、多くはニワの下手の方に取つ

てあるのが普通で、この家の様に上手の後に取つたものは寧ろ例外である。然し此の様に釜屋が非常に變化して居る事は著しい特色である。

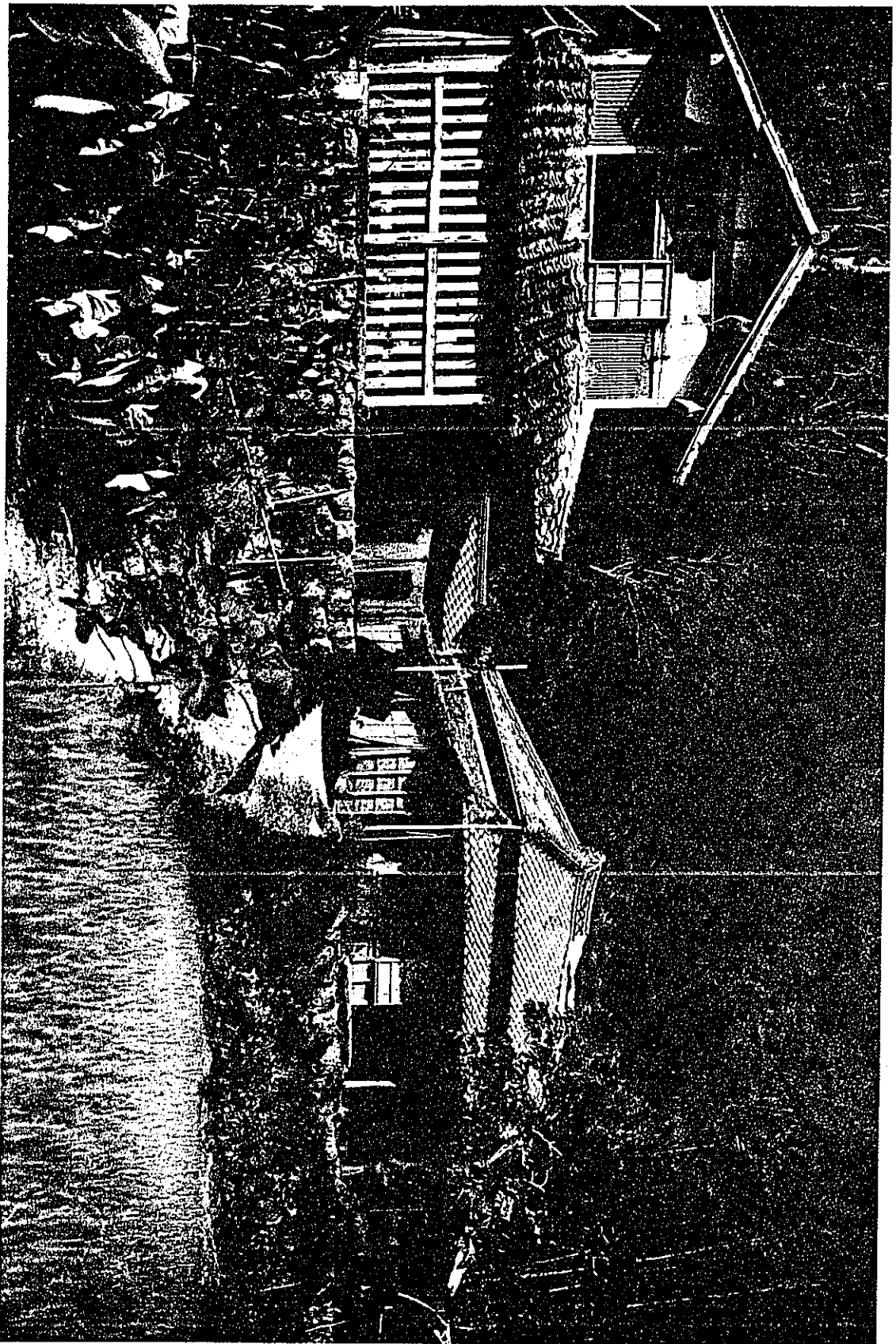
高知縣



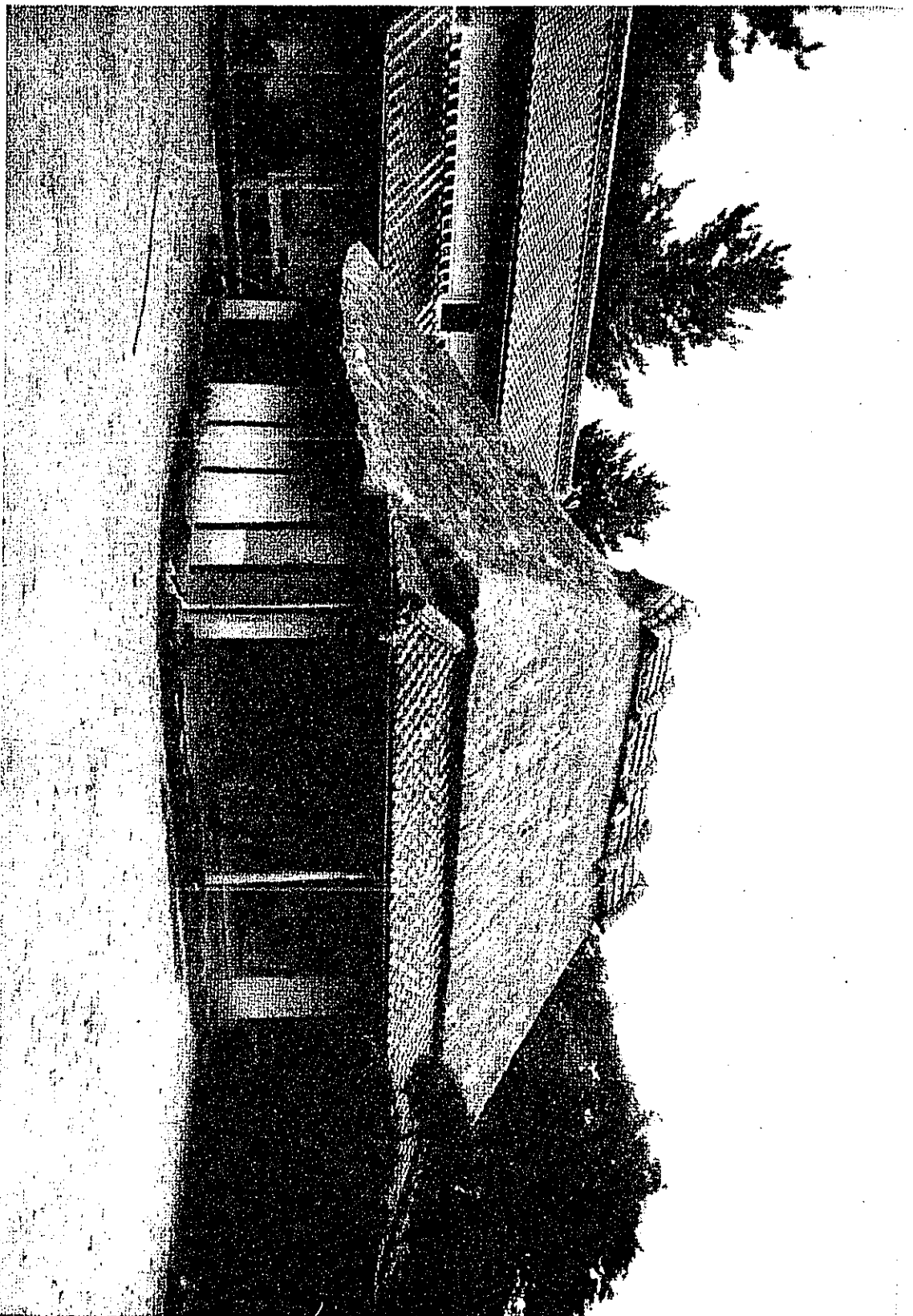
20 菟川町 敷地仙太郎氏



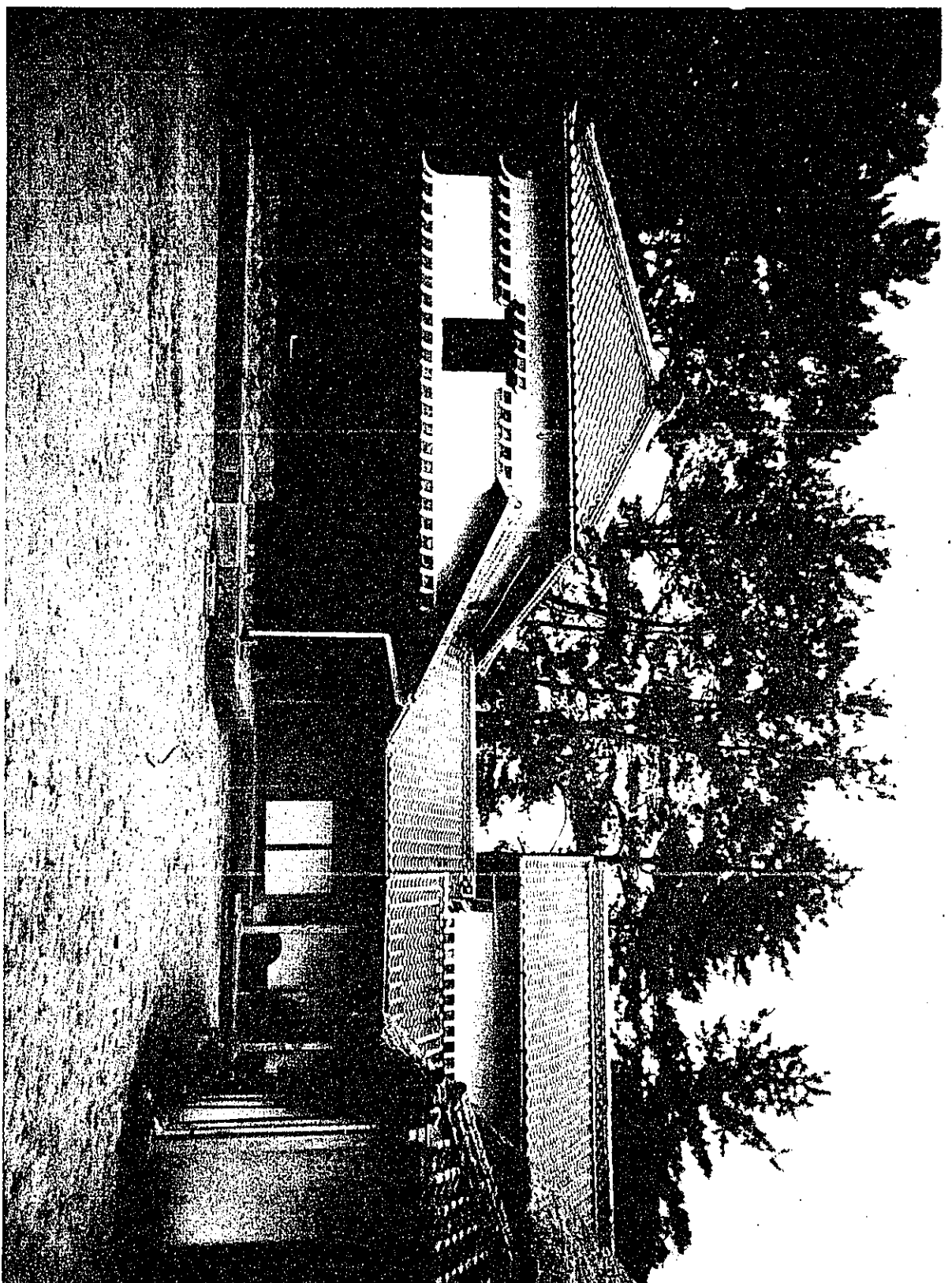
21 狂川町 敷地仙太郎氏



22 窪川町 富永博愛氏



井口村 岩崎彌太郎氏舊家 23



井口村 岩崎彌太郎氏舊家 24

縣下の概観

本縣は南に太平洋を望み、北及び東西の三方は殆んど山に圍まれた特殊な地形を持つた土佐の國に屬して居るので、四國の他の諸縣と較べて可成異つた特色を持つて居る。農家の約半數は整型の間取で、四間取、六間取、及び其の變化したものが多く其他 $\text{H} \times \text{H}$ の喰違ひ及びその上手が更に整型四間取に發達して $\text{H} \times \text{H} \times \text{H}$ の如く整型と喰違ひとの結合された様な間取及び其の變化した形式に屬するものが多い。原型のものは上手に廣い一室の座敷があり、その下手に居間及び茶の間等を取つたものや其他種々の變化したものがあつた。

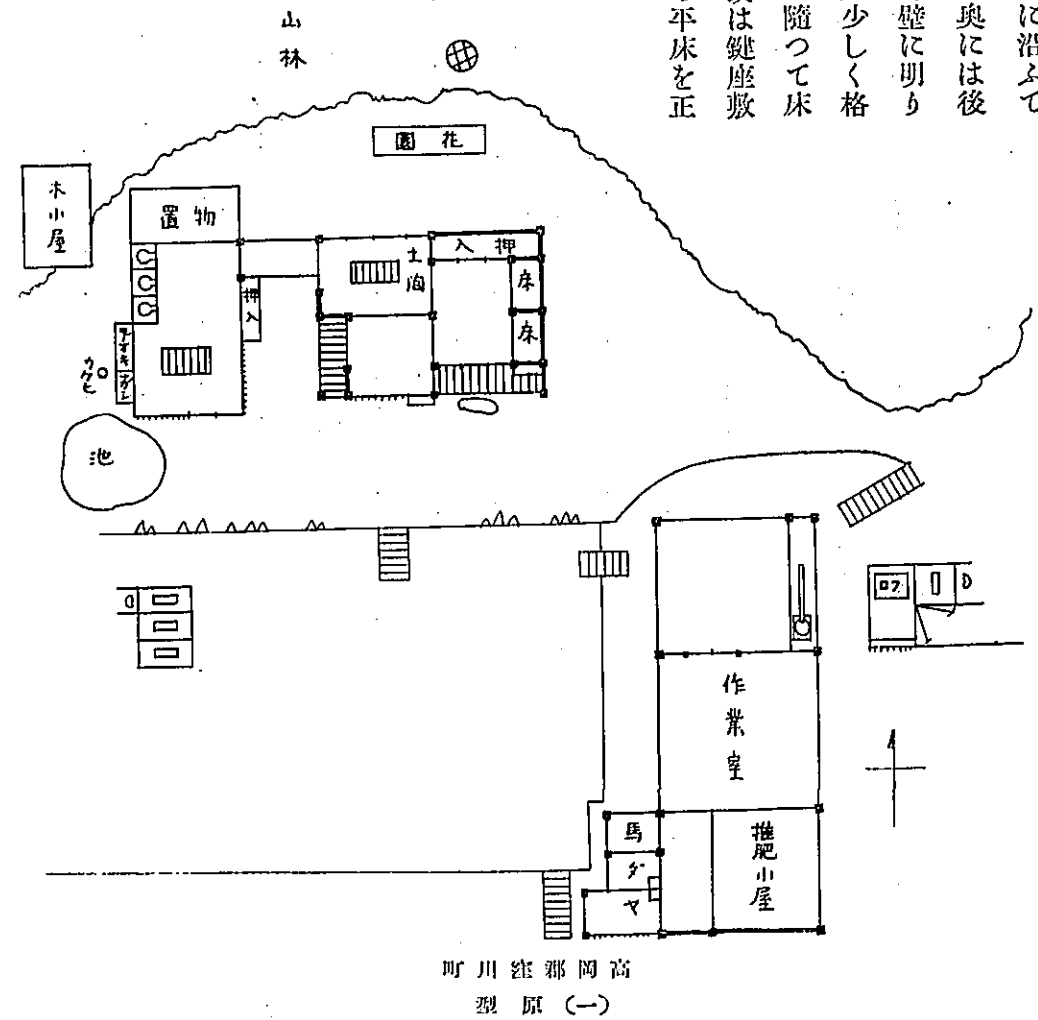
整型間取の内でも特に著しい特徴は $\text{H} \times \text{H} \times \text{H}$ の如く五室の間取で、是は四間取の下手前に更に玄關又は用間或は茶の間等と云ふ室を取り、其の後に土間になつて居て一見住家の如く前面にニワの入口が無く、土間は裏にあつてその横の方に入口を設けたものが多い事である。又同じく整型五室の間取で下手の後に勝手が附屬して居る場合にもニワの前隅に茶の間が離れて取つてあるものがある。このニワの前隅に離れた茶の間を取る事は喰違ひの間取にも現はれて居る。此の様に本縣の間取は下手の土間の部分が狭く、其の前又は後に室を取つて炊事の土間を母屋の一隅に設けたり、又は母屋の側方に突出させたりして居るものが多い。又或ものは釜屋を全く別棟に建て又は廊下で是を連絡したるもの等も見られる。斯様に勝手の部分及び土間の變化の多い事は他に類例を見ない程であつて、各種の形が見られる。其の内でも比較的著しい點は、釜屋又は臺所のニワの入口が前面入口と離れて居るものが多く、又茶の間又は勝手がニワに離れて着いて居る事である。最も單純な間取に於てはニワは前後に廣い通りニワになつて其所にクドと流しを設けたものもある。其等の内でも釜屋を別棟に設けたり、本屋から突出させたりする事は四國の概観にも述べた通り南島系の影響を受けて居るものと思ふ。

室の名稱は上手後を奥、その前を表又は座敷、下手の後を下座、又は勝手、茶の間等と云ひ、下手の前を用間又は

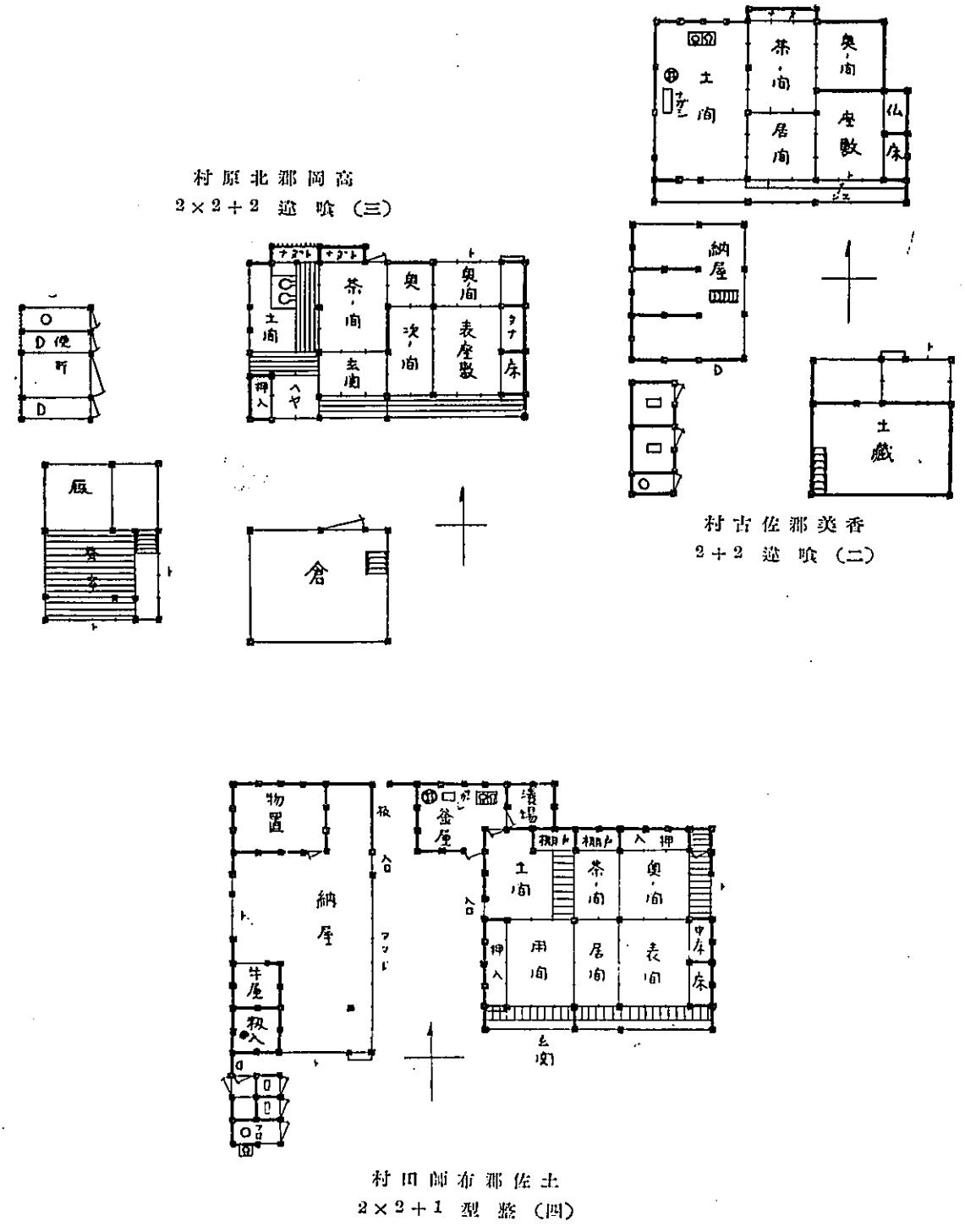
玄関、居間等と云つて居る。表の外壁に沿ふて床の間と棚又は押入を取り、その後の奥には後の外壁に沿ふて押入を取り、側面の外壁に明り障子を建てたものが多く見られる。又少しく格式のある家では座敷に廻り縁を取る、随つて床の間に奥との仕切壁に沿ふて設け、或は鍵座敷の様に上手後に上座敷を設け前向き平床を正面の外壁に沿ふて設けるものがあるが、この様な例は僅かである。

此の地方は一般に附屬建物が多く、物置、風呂、便所、納屋、藏、部屋、織屋、厩、勝手、茶の間等それ／＼母屋の下手及び其の前方に建てるものがある。是は一般に南島系の特色と見る事が出来る。普通の農家では宅地の周囲を練壁などで圍はぬ。納屋は本屋の下手に設けたものが多いが、厩を是に付けたものも多

50



町川窪郡岡高
型原(一)

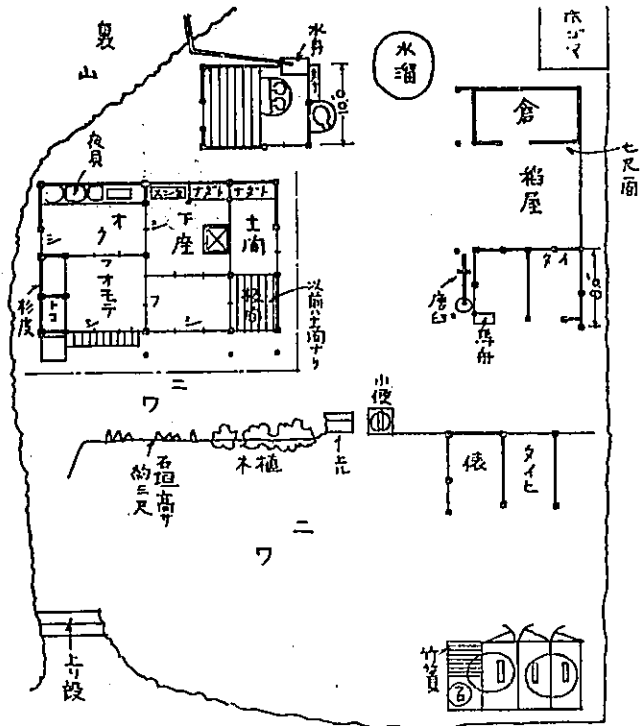


村原北郡岡高
2x2+2 型原(三)

村古佐郡美香
2x2 型原(二)

村田師布郡佐土
2x2+1 型原(四)

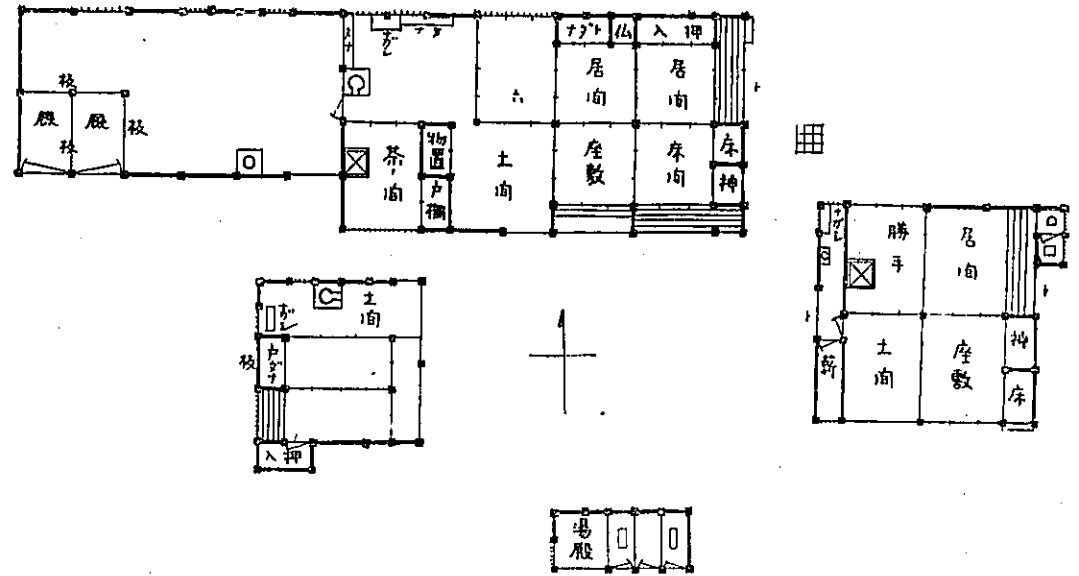
圖版第二十二 同町、富永博愛氏の家で、母屋は間口五間半、奥行三間の瓦葺整型六間取の間取であるが、昔は上手の四間取の家で、下手の下座とその前の部分は以前は土間であつたのを改築して六間取にしたもので、又表の間の上手に炊事場が附属して居るのも本縣の概観に述べた如く釜屋の變化した一例として見る事が出来る。この釜屋は切



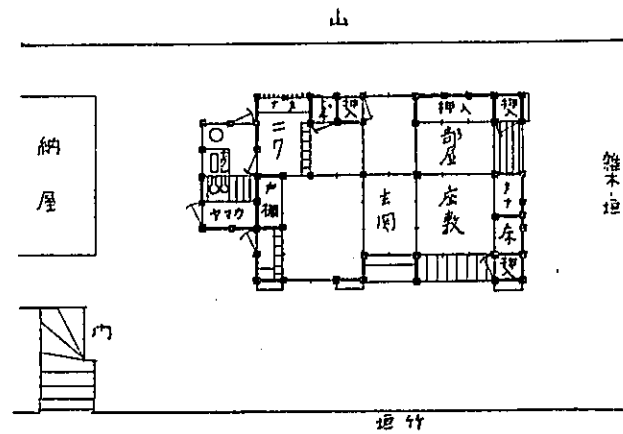
圖版第二十、第二十一 高岡郡窪川町、敷地仙太郎氏の家で、間口四間半、奥行二間半の喰違ひ型の四間取の家で、上手に奥と表があり、其の下手に下座と三疊の間がある。又其の下手の土間の前方は板の間になつて居るが、以前は土間であつた。母屋の裏に釜屋が別棟になつて居るが、以前は土間であつた。其處の軒下に大釜がある。又宅地の下手の方に納屋と廊の一棟があり、其の軒下に唐臼が取つてある。宅地は二段になつて居り、前方のニワは石垣で一段低くなつて居り、其處に草葺の堆肥小屋と瓦葺の便所と風呂の棟が取つてある。

圖版第二十はその母屋の全景で、右の方に見える一棟は納屋である。圖版第二十一は下座の内部を見た處で、正面に箆筒と戸棚があり、上り口にユルリが切つてある。又ニワの屋根は下屋を葺下してあるのが見える。

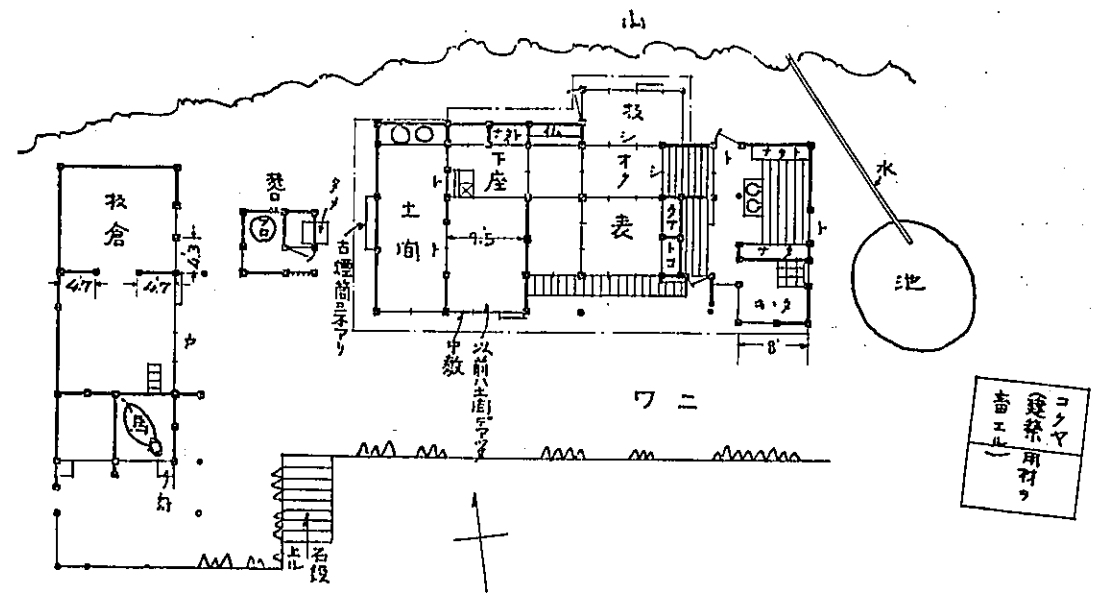
圖版説明



村岡具多郡
2×2+1 型整 (五)

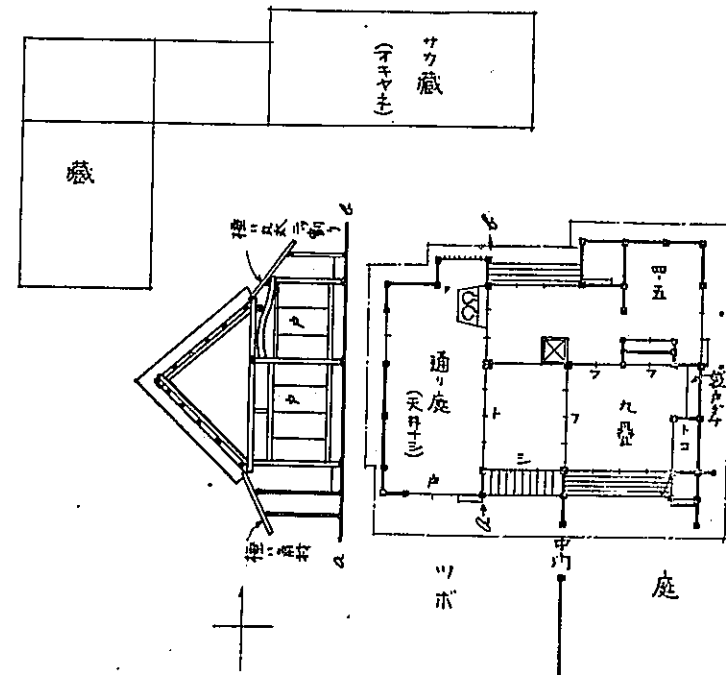


村郷ノ多郡岡高
2×3 型整 (六)



妻の板葺で前に井戸と流しの叩きがあり、山から水を笕で池に導いてある。母屋の西側に便所と風呂の棟があり、更にその西に納屋と厩の瓦葺二階造りの一棟がある。

圖版第二十三、第二十四 安藝郡井口村、岩崎彌太郎氏の舊家を保

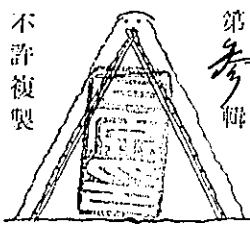


存したもので、間取は四室の横の喰違ひになつて居るが、此の様な間取は四國には例外である。上手の奥と座敷の間に押入があり、座敷の外壁に床と袋戸棚が取つてあるのは一般の間取と同様であるが、其他別に特徴として擧げべき事もない。屋根は草葺の四注で、前後に瓦の庇が葺き下してあり、その一部は取込みになつて居る。屋根裏の構造は梁の兩端から合掌に當る登りを立て、是にヤナカを渡し、縦の種竹と横のエツリ竹を乗せ上に葺いてある。棟は七本のシモツ竹で抑へ、更にサンバ葦と稱する棟抑へで抑へてある。圖版第二十三は其の母屋の全景で後に土藏が見えて居る。第二十四は土藏の全景で、裏の土藏は置屋根になつて居るがこの様な倉をサヤ倉と云つて居る。又手前の倉は軒廻りを圍ふてあるが是をアゲ裏と云つて居る。

聚樂社叢書之內

日本農民建築

第 考 輯



不許複製
著作權之檢証

定價金參圓五拾錢

昭和十年二月二十日印刷

昭和十年二月二十八日發行

著 者 石 原 憲 治

發 行 者 秋 葉 啓

印 刷 者 グラビヤ 大 江 恒 吉

東京市本郷區根津須賀町七

發 行 所 聚 樂 社

振替東京七九七六
電話下谷八三二五

